

第4章 知的財産

(1) ルールの背景

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、一括受諾の一環としてTRIPS協定が合意された。他のWTO協定は、原則として、貿易制限や差別的措置を禁止するものか、例外的な貿易制限についての要件・手続を定めるものであるが、TRIPS協定は、加盟国の国内の制度について直接規律をするものであり、それまでの協定とはその性格が大きく異なるものであった。その後の国際的な議論においては、TRIPS協定により義務化された知的財産保護制度が自国の企業や経済の発展に寄与していないとの認識などから、知的財産保護の強化に反対、あるいは独自の要求をする動きが表面化し、その結果、マルチのフォーラムにおける各国の立場の隔たりが大きくなり、多国間での制度調和の議論を進展させることが困難な状態となっている。知的財産の保護強化、実効的なエンフォースメントといった知的財産保護体制を構築するためには、WTO体制の下でのマルチによる体制構築が望ましいことはいうまでもないが、このような現状からは、ルールメイキングの場としてふさわしいマルチの場と、より迅速な交渉が可能であるブルリ、パイ等の場を目的に応じてバランスよく利用して、体制構築を図って行く必要がある。

現状では、アジア諸国を中心として日本製品の模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が発生しており、日本企業が事業を行う上での障害のひとつとなっている。これについても、WTOの場での問題提起やTRIPS協定上の紛争解決手続きも視野に入れつつ、相手国の

事情に応じたブルリ、パイなどの個別交渉により、TRIPS協定の確実な実行を求めるとともに、TRIPS協定以上の義務も求めていくことが重要である。

(2) 法的規律の概要

TRIPS協定においては、第4条において知的財産権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる、との最恵国待遇が規定されており、知的財産権の「保護」は、取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにTRIPS協定において特に扱われる知的財産権の使用に関する事項を含むことが規定されている（TRIPS協定第3条脚注）。他方、1947年のGATT第24条やGATS第5条に対応する規定は、TRIPS協定には設けられていない。そのため1947年のGATT第1条に規定される最恵国待遇の例外により特定地域内のみでの撤廃が可能な関税等とは異なり、知的財産権に関しては、EPA/FTAで規定された事項についてもTRIPS協定第4条で規定された範囲において最恵国待遇によりEPA/FTA締結国以外のWTO加盟国に均てんされることとなる。

(3) 我が国のFTA/EPA知的財産章の概要

我が国はこれまで12か国・地域とFTA/EPAを締結し、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）を除き、知的財産に関する規定を設けている（署

名前の日ペルーEPAにおいても、知的財産に関する規定が盛り込まれる予定)。そこではTRIPS協定以上の義務も規定しており、ここでは、それぞれの知的財産章を概観する。現在までに締結してきた我が国の主要なFTA/EPAの知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の3点となる。

(a) 手続の簡素化・透明化

TRIPS協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、FTA/EPAで公証義務の原則廃止、優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化などの規定を導入することにより、特許出願などを行う際の手続面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にすることで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

(b) 知的財産の保護強化

日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で実体審査を経ずに特許取得ができるようにする、あるいは、相手国で早期に審査をするよう請求ができるようにするなどの制度により、権利付与の迅速化を図っている。また外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、知的財産保護の向上を図っている。

(c) エンフォースメント強化

TRIPS協定は、第51条において国境措置、第61条において刑事罰につき規定しているが、義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産権侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置、刑事罰の対象となる権利を拡大するとともに、TRIPS協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、対象権利の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を行うとともに、TRIPS協定第57条に規定されている情報通

知を義務化するなど、手続面での改善により、エンフォースメント強化を図っている。

各国とのEPA/FTAについては以下のとおり。

①日シンガポールEPA

第10章において、①シンガポール特許取得の円滑化、②知的財産権に関する両政府データベースの連携、③知的財産権に関する合同委員会の設置、が規定されているほか、知的財産権の分野における協力も定められている。そのうち、①に関しては、日本国特許庁をシンガポール特許法上の「所定特許機関」に指定することが規定された(同EPA第98条及び実施取極第11条)。その結果、シンガポール特許出願に対応する日本の特許出願の審査結果をシンガポール知的財産庁に提出することにより基本的に日本の審査結果が受け入れられ、シンガポールで同国特許を取得する、という道が拓かれた。

②日メキシコEPA

本協定には、知的財産章は設けられていないが、第14章「二国間協力」の中の第144条(知的財産の分野における協力)で、両締結国が知的財産分野における協力を発展させる旨規定すると共に、情報交換を行う事項の例示がなされている。なお、第3章「物品の貿易」第8条(蒸留酒の地理的表示の保護)は、附属書三に規定する蒸留酒の地理的表示が、TRIPS協定上保護される地理的表示に該当することに両締約国が合意し、お互いに保護を行うことを規定している。また、同協定の署名時の首脳共同声明において、同協定の締結に伴い、両国政府が知的財産権を侵害する模倣品及び海賊版を撲滅するために必要な行動をとること、並びに「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書」が商標の効率的及び世界的な保護に貢献することが確認され、メキシコ政府が同議定書を批准するためにあらゆる努力を払う意図が再確認されている。

③日マレーシアEPA

本協定には第112条から第130条までの全29条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。また、日マレーシア両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第112条）、協定締結後に①知的財産に関するあらゆる事項（模倣品問題など）の協議や、②本交渉で合意できなかった事項（条約加入など）の継続協議、などを実施するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第129条）。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 国際分類の付与（第116条第2項）

特許出願、商標出願に対し、マレーシアが未加入（日本は加入済）であるストラスブル協定、ニース協定に基づく分類を付与することを両国で義務化した。

(ii) 特許出願日から18か月後の出願公開制度の導入（第119条第5項）

マレーシアでは、特許出願を特許登録時まで非公開とする制度となっていたが、出願日から18か月後に公開する制度（出願公開制度）を規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 特許審査の迅速化（第119条第3項及び第4項）

①自身の特許出願の審査を通常の出願よりも優先して受けることの合理的理由（権利侵害など）がある場合には、その旨の請求を出願人が行うことができる仕組みを導入した。②また、一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場

合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入した。

(ii) 意匠の新規性阻却事由の拡大（第120条第2項及び第3項）

マレーシアでは、意匠の新規性阻却事由を「マレーシアで公衆に公開済であるもの」としていたが、更に「インターネットを通じて公開されたもの」を追加した。併せて、「上記公開対象地域を外国にまで拡大するよう努めること」を規定した。

(iii) 周知商標の保護の強化（第121条第2項）

一方国内で周知されている商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことを規定した。

(iv) 不正競争の明確化（第124条第2項）

マレーシアでは不正競争防止法が存在しないため、TRIPS協定では明記されていない「他人の商品形態を模倣した商品の提供行為」「ドメインネームの不正使用行為など」が本EPA協定上の不正競争の対象に含まれることを明記した。

(c) エンフォースメント強化

(i) 権利侵害物品情報通知の義務化（第125条第2項）

権利侵害物品の荷送人・輸入者の名称・住所を権利者に通報することは、TRIPS協定第57条において任意規定とされているが、これを両国で義務化した。

(ii) 積み戻し禁止の対象拡大（第125条第3項）

侵害物品の積み戻しを禁止することについては、TRIPS協定第59条において、商標のみが保護対象となっていたが、この対象に著作権も含めた。

④日フィリピンEPA

本協定には第117条から第130条までの全14条からなる独立した知的財産章が設けられており、

主に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。また、日フィリピン両国の目指す方向性として、①知的財産の十分かつ無差別的な保護、②知的財産保護制度の効率的・透明性のある運用、③知的財産侵害に対する効率的な権利執行、が明確化されるとともに（第117条）、協定締結後には、知的財産に関する保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第130条）。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 公証義務の原則禁止（第120条第2項）

知的財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

(ii) 優先権証明書の翻訳文証明手続の簡略化（第120条第4項）

優先権証明書の翻訳文の正確性について認証要件を課す場合、認証に代えて、翻訳者による翻訳が誠実かつ正確に行われた旨の書面を提出することにより行うことができる旨を規定。

(iii) 国際分類の付与（第120条第5項）

フィリピンは特許分類に関するストラスブール協定、商標分類に関するニース協定のいずれにも加盟していないが、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

(iv) 知的財産保護関連情報の入手容易化（第121条）

知的財産権の登録情報及びこれらに関し知的財産庁が保有する一件書類、並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) 特許早期審査請求（第123条）

特許の出願人が当局に対し出願を早期に審査すべき旨の申請を提出できることを規定した。

(ii) 形態模倣行為・混同惹起行為の禁止（第128条第2項）

不正競争の対象として、TRIPS協定に明記されていない、他者の商品の外観を模倣する商品を販売する行為・競業者のサービスとの混同を生じさせる行為が含まれることを明記した。

(c) エンフォースメント強化

(i) 税関差止め対象権利の拡大（第129条第1項）

税関における侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標、著作権などから、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大した。

(ii) 刑事罰対象権利の拡大（第129条第3項）

刑事上の手続と罰則について、対象となる権利をTRIPSレベルの商標、著作権などから知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）に拡大した。

⑤日タイEPA

本協定には第122条から第144条までの全23条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。また、日タイ両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第122条）、協定締結後に知的財産の保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第143条）。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 国際分類の付与（第126条第2項）

タイは特許分類に関するストラスブル協定、及び商標分類に関するニース協定ともに未加盟であるところ、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

(ii) 知的財産保護関連情報の入手容易化（第127条）

産業財産権の出願・登録情報及びこれらに関し知財庁が保有する一件書類、並びに知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするため、適切な措置をとることを規定した。

(b) 知的財産権保護の強化

(i) 新規性阻却事由の拡大（第130条第2項、第131条第2項）

タイ国外において公知となった発明及び意匠、並びにインターネット等を介して公知となった発明が新規性を喪失することを規定した。

(ii) 外国周知商標の保護（第132条第2項）

外国で周知の商標であって、不正の目的をもって使用するもの又は権利者若しくは出所についての混同を招くものについて、当該登録を拒絶又は取消すことを規定した。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 国境措置の強化（第138条第3項～第5項）

権利侵害物品の荷受人・輸入者の名称・住所を権利者に通報することは、TRIPS協定第57条において任意規定とされているが、これを両国で義務化した。また、商標権、著作権及び著作隣接権の侵害物品につき、税関当局が職権により水際取締りを開始できることを確保した。更に、侵害物品の積み戻しを禁止することについて、TRIPS

協定第59条においては商標のみが対象となっているが、この対象に著作権及び著作隣接権も含めた。

(ii) 刑事手続・罰則対象権利の拡大（第140条第1項、第4項）

刑事上の手続と罰則の対象となる権利について、TRIPS第61条においては商標権、著作権及び著作隣接権が対象となっているが、これを知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）まで拡大した。また、特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び植物の新品種に関連する権利の侵害を非親告罪とした。

⑥日インドネシアEPA

本協定には第106条から第123条までの全18条からなる独立した知的財産章が設けられており、「手続の簡素化・透明化」、「知的財産の保護強化」、「エンフォースメント強化」に係る条項から主に構成されている。また、日インドネシア両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第106条）、協定締結後に知的財産の保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして「知的財産小委員会」の設置が定められている（第123条）。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 公証義務の原則禁止（第109条第2項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止した。

(ii) 優先権証明書の翻訳認証の禁止（第109条第4項）

優先権証明書の翻訳文に対する認証を要求する

ことを禁止する旨を規定した。

(iii) 「包括委任状制度」の導入（第109条第5項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、手続をする者が代理人に対し、現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする包括委任状制度を導入する旨を規定した。

(b) 知的財産権保護の強化

(i) 特許において「審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度」の導入（第112条第3項、第4項）

一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入した。

(ii) 意匠において「部分意匠制度」の導入及び「類似意匠」の保護（第113条第3項、第4項）

意匠権の範囲を、同一のみならず類似の意匠にまで拡大。また、独立した製品として取引の対象とされず流通をしない物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする制度を導入した。

(iii) 商標において「外国周知商標制度」の導入（第114条第2項）

一方国内で周知の商標について、他方国において不正目的で出願された場合、当該出願を拒絶又は取消すことを規定。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 国境措置の強化（第119条第1項、第3項）

税関における侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標、著作権等の輸出品から、輸出品にも拡大。また、侵害物品の積み戻しを禁止することについては、TRIPS協定第59条において、商標のみが対象となっていたが、この対象に著作権も含めた。

(ii) 刑事罰対象権利の拡大（第121条）

刑事上の手続と罰則について対象となる権利をTRIPSレベルの商標、著作権等から知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、半導体回路配置権、及び植物の新品種に関連する権利）に拡大。

⑦日チリEPA

本協定には第158条から第165条までの全8条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』、『知的財産の保護強化』、『エンフォースメント強化』に係る条項から構成されている。

主な条項は以下のとおり。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 国際分類の付与（第159条第2項）

チリは特許分類に関するストラスブール協定、及び商標分類に関するニース協定ともに未加盟であるところ、これら国際分類に従った分類の付与を可能な範囲で両国の義務とした。

(ii) 知的財産保護関連情報の入手容易化（第160条）

知的財産保護制度に関する情報（エンフォースメントに関する自国の活動についての情報を含む）を公衆が容易に利用できるようにするよう、適切な措置をとることを規定した。

(b) 知的財産権保護の強化

(i) 商標に対する異議申立て機会の確保（第161条）

TRIPS協定上は任意規定となっている商標の出願又は登録に対する異議申立ての機会を確保することを義務化した。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 税関差止め対象権利の拡大（第164条第1項）

侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標、

著作権の侵害輸入品から特許権、実用新案権、意匠権にも拡大、加えてこれらの権利の侵害輸出品にも拡大した。

⑧日ブルネイEPA

本協定には、知的財産章は設けられていないが、第8章「ビジネス環境の整備」中に知的財産権に関する規定が盛り込まれている。

(a) 知的財産の保護（第97条）

知的財産の保護をビジネス環境整備の要素として位置づけ、両国が取り組むべき知的財産関連事項として以下を規定。

- (1) 知的財産保護の改善努力
- (2) 知的財産関連国際協定の遵守義務
- (3) 未加盟である知的財産関連国際協定への加盟努力
- (4) 透明かつ簡素化された知的財産関連行政手続の確保努力
- (5) 適切かつ効果的な知的財産権エンフォースメントに向けた努力
- (6) 知的財産保護に関する公衆啓発の促進努力

(b) 協議メカニズムの設置（第99条）

政府関係者及び必要に応じ民間関係者が参加するビジネス環境整備小委員会を設置。

⑨日ベトナムEPA

本協定には第80条から第98条までの全19条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に「手続の簡素化・透明化」、「知的財産の保護強化」、「エンフォースメント強化」に係る条項から構成されている。また、日ベトナム両国の目指す方向性として、①知的財産の十分、効果的かつ無差別の保護、②知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用の促進、③知的財産侵害に対する権利執行措置の提供、が明確化されるとともに（第80条）、協定締結後に知的財産の保護強化・模倣品問題などを継続的に協議するための枠組みとして

「知的財産小委員会」の設置が定められている（第97条）。

なお、主な条項としては、以下の内容が盛り込まれた。

(a) 知的財産関連手続の簡素化・透明化

(i) 公証義務の原則禁止（第83条2項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、当局に提出される書類上の署名その他の提出者を特定する方法についての公証義務を原則として禁止。

(ii) 包括委任状制度（第83条5項）

産業財産権の出願その他の行政手続について、手続をする者が代理人に対し、現在及び将来にわたる複数の事件についての代理権の授与を可能とする制度（包括委任状制度）を実施する旨を規定。

(iii) 不正競争の明確化（第92条3項）

不正競争の対象として、TRIPS協定では明記されていない「ドメイン名の不正使用行為等」について、本EPA協定に含まれることを明記。

(b) 知的財産の保護の強化

(i) 特許の優先審査制度（第86条3項）

特許出願公開後に第三者が当該発明を実施しているときには、当該第三者による実施の証拠または他国に出願された実質的に同一の発明についてのサーチ・審査結果等のいずれかを提出することにより、通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを規定。

(ii) 特許の訂正審判制度（第86条4項）

特許権の付与後、請求項の範囲を減縮するため、明細書、請求項の範囲、または図面の訂正を請求することができる旨を規定。

(c) 権利行使の強化

裁判所による相当な損害額の認定（第94条2項）

知的財産権の侵害訴訟において、実際の経済的損害の証明が事案の性質上著しく困難なときは、

可能な範囲で司法当局が損害額の認定権限を有する旨を規定。

⑩日スイスEPA

本協定は、既にTRIPS協定等既存の国際約束に規定された水準を上回る知財保護制度を有する先進国同士の協定であり、今後の欧米先進国とのEPA交渉に先んじて、知財保護の包括的かつ高いレベルな規定を設けたモデルケースとして位置づけられる。本協定には知的財産保護に関して第107条から第129条まで全23条の独立した章が設けられ、エンフォースメントの強化においてTRIPS協定の保護を超える規定が盛り込まれた点が特徴。また、知的財産に関する協議メカニズム（知財小委員会）を設置している。

(a) 手続の簡素化・透明化（第112条）

知的財産保護の透明性を高めるため以下の規定が盛り込まれている。

- (1) 特許出願及び付与、実用新案及び意匠登録、商標出願及び登録、集積回路の配置に関する登録、植物新品種の出願及び登録に関する情報を公開すること。
- (2) 国境措置として取締当局による知的財産侵害物品の差止めの申立てに関する情報を公開すること。
- (3) その他の知的財産保護制度に関する情報を公開すること。

(b) 知的財産権保護の強化

- (1) 知的財産権保護の対象が特許権、実用新案権、意匠権だけでなく、植物新品種の保護（第118条）及び不正競争の防止（120条）にまで及んだ包括的な保護を規定。
- (2) 地理的表示（GI）（119条）につき、TRIPS協定で規定されている範囲の保護に加え、関連する表示（サービスにかかる表示、国名、州名、紋章、国旗等）について我が国の現行法令の範囲内で可能な限り保護する

規定を設けている。また、両国でそれぞれ保護されている地理的表示を参考として、章末に付属書の形で表示している。

(c) エンフォースメントの強化

(i) 国境措置の強化（123条）

侵害品の差止め対象をTRIPSレベルの商標権、著作権等の侵害輸入品から、特許権、実用新案権、意匠権にも拡大、加えてこれらの権利の侵害輸出品にも拡大した。

(ii) 刑事手続・罰則対象権利の拡大（125条）

刑事上の手続きと罰則について対象となる権利をTRIPSレベルの商標権および著作権等から、知的財産全体（特許権、実用新案権、意匠権、集積回路配置利用権、及び植物新品種に関する権利）、営業秘密の不正開示及び不正競争行為に拡大。また、対象となる行為として、輸出入し、又は通過させる行為を規定。さらに、刑事罰の法人重課や、組織的犯罪集団による特許権、商標権、著作権等の侵害に対する司法当局の収益及び財産を没収する権限についても規定。

(d) その他の規定

インターネット上の知的財産権の保護を促進するために、インターネット・サービス・プロバイダが、過度の責任を負うことなく、ウェブサイト上に掲載された侵害要素を削除や、侵害要素の発信者の身元を権利者に開示するための要件について規定（126条）。

⑪日インドEPA

本協定には第102条から第109条までの全8条からなる独立した知的財産章が設けられており、主に『手続の簡素化・透明化』及び『知的財産の保護強化』に係る条項から構成されている。インドがこれまで締結したEPAにおいては、TRIPS協定水準を超える規定は設けられていなかったにもかかわらず、TRIPS協定水準を超える要素を

持つ、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を確保したことには意義がある。

(a) 手続の簡素化・透明化

(i) 優先権証明書の翻訳認証の禁止（第103条第2項）

翻訳の正確性に合理的な疑義を有する場合を除き、優先権証明書の翻訳文に対する認証を要求することを禁止する旨規定した。

(b) 知的財産の保護強化

(i) コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性（第105条第1項）

特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムを他のものとともを含むという理由のみで特許出願を拒絶することを要求してはならない旨規定した。

(ii) 周知商標の更なる保護（第106条第1項）

商標が「他方の締約国において周知の場合」、

又は、「双方の締約国において周知の場合」のいずれか又は双方の場合に、適当な場合には他の関連する要因を考慮した上で、締約国は当該商標が周知商標であることを決定する旨規定した。

(iii) 商標早期審査請求（第106条第2項）

商標の出願人が当局に対し、他の出願に優先して審査することの要請を提出でき、当局は当該要請を考慮して、他の出願に優先して審査するよう努める旨規定した。

⑫日ペルーEPA

本協定においては、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護の確保、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる旨規定されている。また、知的財産の保護に関し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性、部分意匠の保護、不正商標商品や著作権侵害品の輸出差止め等、TRIPS協定の水準を超える知的財産保護を規定している。

コラム 諸外国の動向

(1) 米国のFTAにおける知的財産章の概要

米国のFTAにおける知的財産戦略は、2002年通商法に見られるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられる。米国FTAにおける知的財産条項は、図表4-1のように3つの柱に大別することができる。これは、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において、競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していると言える。

二国間協定においては、TRIPS協定で任意とされている事項を義務化したり、規定されていない事項について新たな規律を導入することが考えられるが、米国FTAの知的財産章はこの側面を積極的に推進していると言える。なお、TRIPS協定では最恵国待遇（MFN）義務が規定されており、当該協定の対象であってTRIPS協定の対象となっている

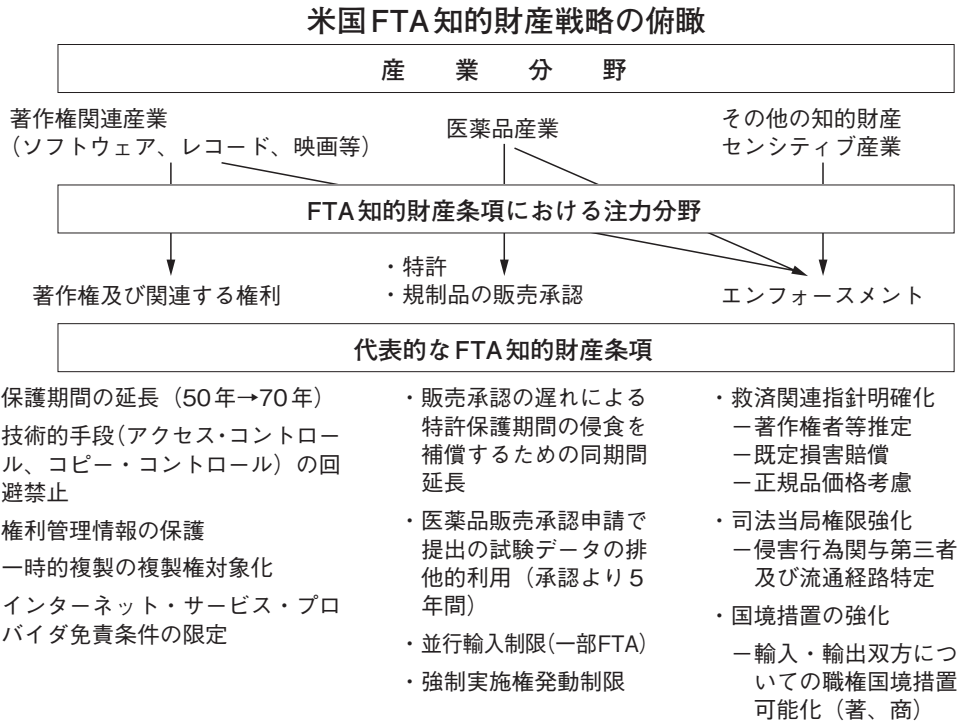
知的財産に関するFTA/EPAの条項に基づく措置は、FTA/EPA締約国の国民のみならずWTO加盟国の国民全体に適用しなければならない。但し、TRIPS協定の対象とならない知的財産権及びMFNの例外として同協定に限定列举されたものについては、MFN義務は及ばないことになる。

TRIPS協定を超える義務を課す規定として、具体的には以下の例が挙げられる。

①著作権保護期間の延長

著作権分野において、TRIPS協定第9条第1項が引用するベルヌ条約第7条は、著作物について著作者の死後50年、TRIPS協定第14条第5項では実演家及びレコード製作者について実演又は固定から50年の保護期間を規定している。米国FTAでは、更に長期間の保護を規定している。

＜図表4-1＞ 米国のFTAにおける知的財産戦略



②テストデータ保護

TRIPS 協定第 39 条第 3 項は、「新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する」と規定している。米国 FTA では、提出データの排他的な利用期間を規定するなど、より明確かつ具体的な規定を導入している。

③技術的手段の回避の禁止

著作権侵害防止のため、著作物、実演、レコードその他保護された対象に対するアクセスをコントロールする、または著作物を保護するための効果的な技術的手段の回避を禁止する規律を導入している。

④国際消尽

TRIPS 協定は第 6 条において、最恵国待遇及び内国民待遇に関する規定以外は、紛争解決上、国際消尽（並行輸入の許容）の問題を取り扱うために当該協定のいかなる規定も用いてはならない旨を規定している。これに対し、例えば、米豪 FTA では、特許医薬品を並行輸入することを制限する規定が設けられている。

(2) EU の FTA における知的財産章の概要

EU の FTA 知的財産章への取組は、米国のそれと異なる。一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多く、基本的に二国間委員会を通じてエンフォースメント強化を意図していると考えられる。なお、EU 韓 FTA は従来よりも詳細な規定となっており、EU の今後の FTA の進め方が注目される。

(4) 経済的視点及び意義

第Ⅱ部第12章知的財産に記入したとおり、国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更なる推進及び健全な発展のために不可欠であり、技術力のある国にとっては、当該国企業が海外市場に安心して投資を行う際の前提となる。他方、技術力をもたない開発途上国にとっても円滑な技術移転の促進などを通じた経済的発展が期待できる。

(5) 主要ケース

我が国が、EPAの知的財産に関する義務規定から具体的な法令や通達改正を迫られたものはない。このことは、我が国の立場から見ると、EPAの知的財産規定が、専ら相手国の知的財産制度の強化という役割を有していることを意味している。EPA上の紛争解決手続に関しても、知的財産に係る権利義務については、相手国の義務履行を問う場として利用されることになると考えられる。今後の具体的なケースの積み重ねにより、その実用性などについての検証がなされることになるだろう。



知的財産権関連の国際条約

世界知的所有権機関（WIPO）

WIPOは、特許権、商標権、著作権などの知的財産に関する国連の専門機関である。各国制度の調和などを目的とする条約の策定、技術協力を通じた開発途上国における保護水準の引き上げ、情報化の推進によって知的財産保護の国際的な促進を図り、知的財産権に関する条約、国際登録業務の管理・運営を行っている。本部はジュネーブにあり、加盟国は184か国（2011年3月現在）である。

WIPOで管理されている条約は以下のものがあり、世界のFTA/EPAには、これらの条約への加入義務などを規定している協定も存在する（参考の協定参照）。

1. 知的財産保護

- ・工業所有権の保護に関するパリ条約（1883年）
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1886年）
- ・虚偽又は誤認させる原産地表示の防止に関するマドリッド協定（1891年）
- ・実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）（1961年）
- ・許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（ジュネーブ条約）（1971年）

- ・衛星送信される番組伝送信号の伝達に関するブラッセル条約（1974年）※日本は未締結
- ・オリンピック・シンボル保護に関するナイロビ条約（1981年）※日本は未締結
- ・視聴覚著作物の国際登録に関する条約（フィルム登録条約）（1989年）※日本は未締結
- ・集積回路についての知的所有権に関する条約（1989年）※日本は未締結
- ・商標法条約（TLT）（1994年）
- ・著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）（1996年）
- ・実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）（1996年）
- ・特許法条約（PLT）（2000年）※日本は未締結
- ・商標法に関するシンガポール条約（2006年）※日本は未締結

2. 国際的保護制度

- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定（1891年）※日本は未締結
- ・意匠の国際寄託に関するハーグ協定（1925年）※日本は未締結
- ・原産地名称の保護及び国際登録のためのリスボン協定（1967年）※日本は未締結
- ・特許協力条約（PCT）（1970年）

- ・特許手続における微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約（1977年）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書（1989年）

3. 分類

- ・標章登録のため商品及びサービスの国際分類に

関するニース協定（1957年）

- ・工業意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定（1968年）
- ・国際特許分類に関するストラスブール協定（1971年）
- ・標章の図形要素の国際分類を設定するためのウィーン協定（1973年）※日本は未締結

参 考

＜図表4－2＞ 米豪FTAエンフォースメント部分とTRIPS協定

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
17.11 権利行使	一般的義務	知的財産権執行の司法的決定及び行政決定は書面であつ理由を示すものとし、政府及び権利者が知ることができるような方法により公にする。(17.11.2) 民事上、行政上及び刑法上制度更に統計情報において知的財産権行使の努力を国民に知らせるものとする。(17.11.3) 著作権に係る民事、刑事上、また場合によっては行政上の手続において、反証がない限り通常的方式で名称が示されている者が、著作物、実演、レコードの権利者とする。また、反証がない限り、著作権がそれらに存在するとの推定があるものとする。(17.11.4)	協定が対象とする事項に関し、加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により公にする。(63.1) 知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。 正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ乱用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。(41.1) 決定はできる限り、書面によって行い、かつ理由を示す。(41.3) この条約によって保護される文学的及び美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者と認められ、したがって、その権利を侵害するものに対し同盟国の裁判所に訴えを提起することを認められるためには、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることで足りる。この(1)の規定は、著作者の用いた名が変名であったも、それがその著作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。(TRIPS協定第9条(ベルヌ条約第15.1条))
	民事上及び行政上の手続及び救済措置	締約国は知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供する。(17.11.5) (注) (権利者は排他的ライセンス、権利を主張する法的地位を有する連合や団体を含む)	加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供する。(42) (注) (権利者は、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む)
	民事上の司法手続における賠償	司法当局は権利侵害者に対して、(i) 権利侵害により生じた損害を相殺する十分な賠償 (ii) 少なくとも著作権侵害又は不正商標の場合には、侵害者が侵害により得た利益を支払うように命ずる権限を持つものとする (17.11.6 (a)) 知的財産の権利侵害を決定する際、司法当局は商品又はサービスに関して権利保持者が報告する小売価格も含めた価値について検討するものとする。(17.11.6 (b))	司法当局は侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的理由を有していた侵害者に対し、賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。侵害者に対し、費用(適当な弁護人の費用を含む)を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。適当な場合には、侵害者が侵害活動を知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払いを命ずる権限を司法当局に与えることができる。(45)

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
権利行使	レコードや実演の場合の損害賠償	各締約国は、著作物、レコードや著作権で保護された実演、更に不正商標の場合、法定損害賠償を設けるものとする。法定損害賠償は将来の侵害を抑制し、侵害により生じた損害を相殺するに足る十分な額とする(17.11.7 (a)) 著作権と不正商標に関して、締約国は著作権侵害に関する民事上の司法手続において付加的な賠償を主張することができる。(17.11.7 (b))	加盟国は侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知り得る合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定損害賠償の支払いを命ずる権限を司法当局に与えることができる。(45.2)
	民事上の司法手続における弁護士費用	著作権侵害及び不正商標に関して、裁判費用や弁護士費用に関する費用支払いを命ずる権限を提供するものとする。また例外的に特許権侵害に関しても弁護士費用支払いを敗訴側に命ずる権限も提供するものとする。(17.11.8)	侵害者に対し、費用（適当な弁護人の費用を含む）を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。(45)
	著作権侵害及び不正商品の場合の差押えの権限	著作権侵害及び不正商標商品の場合、司法当局に侵害物品と疑われる物品や関連する材料及び道具を差し押さえる権限を提供するものとする。また商標権侵害の場合は、侵害に係る証拠書類も含む。(17.11.9)	司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有する。 (a) 知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む）。 (b) 申立てられた侵害に関連する証拠を保全すること。(50.1) 司法当局は、適当な場合には、特に遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。(50.2)
	侵害物品の廃棄	民事上の司法手続において、権利保持者の要請により、例外的場合を除いて、著作権及び商標を侵害していると認められた物品は廃棄される。(17.11.10 (a)) 司法当局は、侵害物品の生産のために使用される材料及び道具を、いかなる補償もなく、廃棄若しくは例外的な場合には、侵害の危険を最小化するため、いかなる補償もなく流通経路から排除する権限を有する。(17.11.10 (b)) 商標偽造に関しては、不当に使用されていた商標の除去のみでは、その物品の流通経路における頒布は許されない。(17.11.10 (c))	司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し、又は、現行の憲法上の要請に反しない限り、廃棄することを命ずる権限を有する。侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命ずる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除いて、商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。(46)

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
権利行使	侵害者への情報提供の命令及びその情報を権利保持者に提供すること	司法当局に侵害のいかなる側面における関係者及び侵害物品の生産・販売手段に関する情報提供を侵害者に命ずる権限を与え、その情報を権利保持者の代表者に提供するものとする。(17.11.11)	加盟国は司法当局が侵害の重大さとの均衡を失しない限度で侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有することを定めることができる。(47)
	訴訟における司法当局の権限及び機密情報保護に関して	司法当局は、当局の命令を守らなかった訴訟当事者に対して賠償金及び拘留を命ずる権限を有する。(17.11.12 (a)) 司法当局は、訴訟当事者、協議会、専門家に対して、訴訟手続中に生じた情報や交換された機密情報の保護の違反について制裁を命ずることができる。(17.11.12 (b))	規定なし
	行政上の手続	規定なし	行政上の手続の結果として民事上の救済措置が命ぜられる場合には、その手続はこの節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。(49)
	司法当局の権限	17.4.7及び17.4.8において規定される民事上の司法手続において、司法当局は以下の権限を有する。(i) 物品の差し押さえを含む暫定措置 (ii) 著作権侵害の損害賠償 (iii) 裁判所費用及び妥当な弁護士費用 (iv) 道具及び物品の廃棄 (17.11.13 (a)) 非営利の図書館、公文書館、教育機関若しくは公共の非営利放送局に関しては、それらの団体が当該行動が侵害を構成することに関して善意であったことを証明すれば損害賠償は適用されない場合がある。(17.11.13 (b))	規定なし
	司法当局による民事上の手続	司法当局は、知的財産権侵害が疑われる商品の輸出について民事上の司法手続を関係者に要求することができる。(17.11.14)	規定なし
	民事上の手続における専門家の費用に関して	司法当局又は他の当局が知的財産権の執行に関する民事上の手続において技術的専門家を任命し、その費用を訴訟当事者に負わせる場合、その費用は合理的で仕事の量及び質に適合したものであり、訴訟や手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。(17.11.15)	規定なし

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
暫定措置	救済の要請への対処	締約国の当局救済の要請があった場合には他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく司法上の規則にしたがって早急に対処するものとする。(17.11.16)	司法当局は、適当な場合、特に遅延により権利者に回復できない損害が生ずる恐れがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を持つ。 暫定措置は、決定に至る手続が、合理的な機関（国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がない時は、二十執務日又は三十一日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて、取消され、又は効力を失う。(50.6)
	国境における措置	正式の申立てがなくとも、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入に関して職権で国境における措置をとる権限を税関当局に与えるものとする。(17.11.22)	権限のある当局が、知的所有権が侵害されていることをうかがわせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合、(a) 当局は権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。(b) 輸入者及び権利者は速やかに停止を受ける (c) 措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。(58)
	不正商品、侵害物品と認定された場合の廃棄に関して	解放が停止された物品で、不正若しくは侵害物品と認定された物品は例外を除き、廃棄されるものとする。不正商標商品については、商標の除去だけでは流通経路への解放を認めるには足りない。関係当局は押収された不正商標商品や著作権侵害物品の輸出を認める権限はなく、例外を除き税関の管理下においても流通を認めるものではない。(17.11.23)	権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第46条に規定する原則に従って、侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。 不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し、又は異なる税関手続に委ねてはならない。(59)
	国境における措置	国境における措置で、申立て費用及び商品の保管費用は当該手続の利用を不当に妨げないように算定されるものとする。(17.11.24)	知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。(41.2)
	国境での措置の二国間及び地域的協力	双方は国境での執行に関し技術的助言を与えるものとし、二国間及び地域的協力を行うものとする(17.11.25)	第7部において、加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易の排除のため相互に協力することを合意。加盟国は、特に不正商品及び著作権侵害物品の貿易に関して、税関当局で情報の交換及び協力を促進する。(69)

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
刑事上の 手続及び 救済措置	故意による商業的規模の著作権侵害の定義	少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑事罰を定める。 故意による商業的規模の著作物の違法な複製を（i）金銭上の利益を直接に目的としない又は間接に目的とする著しい故意による著作権侵害（ii）商業的利益若しくは金銭上の利益を目的とした故意による侵害と定義する。(17.11.26 (a)) 締約国は故意による商業規模の商標の不正使用及び著作権侵害について、国内と同様の程度の刑罰を科す。(17.11.26 (b))	少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。又差し押え、没収及び廃棄を含む。(61)
	故意による商業的規模の商標の不正使用に関する罰則	(a) 金銭的なインセンティブを失わせるのに十分な抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。将来の侵害を予防するに十分な程度の罰金刑を科すことを司法当局に推奨する。(b) 司法当局に不正商標商品又は著作権侵害物品との疑いがある物品並びに当該行為のために使用される材料及び道具、侵害行為をたどることのできる財産、侵害に関係する書類を差押える権限を持つ。(注) 差し押えの物品は個別に認定される必要はなく命令により特定される一般的なカテゴリーに該当すればよい。(c) 司法当局は、不正行為をたどることのできる財産を没収する権限を持つ。また、不正商標又は著作権侵害物品に関して例外を除き没収及び廃棄の権限を持つ。没収及び廃棄に補償は発生しなく命令により特定される一般的なカテゴリーに該当すればよい。(c) 司法当局は、不正行為をたどることのできる財産を没収する権限を持つ。また、不正商標又は著作権侵害物品に関して例外を除き没収及び廃棄の権限を持つ。没収及び廃棄に補償は発生しない(d) 関係当局は、個人若しくは権利者の正式な申立てがなくとも、これらの侵害に対して職権により刑事上の手続を開始することができる。(17.11.27)	制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。(61)

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
刑事上の 手続及び 救済措置	刑事罰を 科すこと が可能な 場合	少なくとも以下に関して、故意の移動、輸送や製造や管理に対して刑事手続を開始し、刑事罰を科すことができる。 (a) (i) レコード、(ii) コンピュータ・プログラム又は書類の偽造、(iii) コンピュータ・プログラムのパッケージ (iv) 動画若しくはオーディオビジュアルのコピーに対する虚偽若しくは不正な商標、(b) 権利保持者の許可がないコンピュータ・プログラムの不正な書類又はパッケージ (17.11.28)	規定なし
	サービス プロバイ ダに対す る責任の 制限	TRIPS第41条に基づき、(a) 著作権物の許諾のない保管及び放送抑止に関して著作権保持者と協力するための法的動機をサービスプロバイダに提供する。(b) サービスプロバイダが管理、開始、指揮をしていない著作権侵害若しくは当該会社によって管理・運営されているシステム又はネットワークを通して行われている著作権侵害に関して、サービスプロバイダに対する制裁の範囲に制限を設ける。 (i) 金銭的救済の軽減又は以下の機能に関する裁判所命令に対する制限とする (A) 侵害を変更することなく送信、ルーティングや接続を提供する又は侵害の保存 (B) 自動的なキャッシュの作成 (C) サービスプロバイダにより管理又は運営されているシステムやネットワーク上の情報を使用者の指示により保存すること (D) ハイパーリンクやディレクトリを含む方法でユーザー同士をリンクさせること (ii) これらの制限はサービスプロバイダがマテリアルの送信やマテリアルの受信者を選別しない場合にのみ適用される。 (iii) (i) (A) から (D) のサービスプロバイダの資格は (iv) から (vii) の資格とは別である。	規定なし

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
		(iv) 条項 (i) (B) に関しては、以下の場合にサービスプロバイダの責任が制限される。(A) キャッシュに対する接続できるユーザーが限定 (B) ファイルのリフレッシュ、再ロードなどキャッシュのアップデートに関する規則の遵守 (C) 締約国における産業の水準に適合した技術を妨害することなく、マテリアルを送信する際に中身を変えていないこと (D) 有効な通知があった場合に、元のサイトで閲覧ができなくなったマテリアルのキャッシュについてアクセスを不能にすること。 (v) (i) (c) (d) に関し、サービスプロバイダが以下の場合に責任が制限される (A) 侵害行為から直接の金銭上の利益を受け取っていない (B) 侵害行為の認識後直ちにそのマテリアルを削除又はアクセスを不能にすること (C) 公に代表者を指名すること (vi) サービスプロバイダの責任が制限されるには以下の条件が必要である：(A) 継続した侵害を行う者のアカウントを終了する手段を適用・実施すること (B) 各締約国の領域において著作権物を保護する標準の技術的措置に対応し、かつそれらの措置を妨害しないこと。 (vii) サービスプロバイダが (i) (A) を満たしている場合、裁判所命令は特定のアカウントの終了又は特定のアクセスを防ぐことに限定される。もしサービスプロバイダが (i) 以外に適合する場合、裁判所命令は、侵害マテリアルの除去及びアクセスの不可、特定のアカウントの終了及びサービスプロバイダに負荷が最もかからないという場合に限定される。 (viii) (i) (C) 及び (D) の手続において締約国は侵害の申立て及びマテリアルが誤認により除去若しくはアクセス不能になった場合、適当な手続を設けるものとする。各締約国は、サービスプロバイダが虚偽の陳述に基づいた場合金銭賠償措置規定する。	

条文	論点	米豪FTA	TRIPS協定
		(ix) サービスプロバイダが申立てあるいは外見上の侵害に基づき善意の MATERIAL を除去あるいはアクセスを不能にした場合、サービスプロバイダは一定の条件で、それによる申立てから免除される。 (x) 各締約国は、著作権保持者が侵害について申立てをした際に即座にサービスプロバイダから新会社を特定する情報を得ることができる行政上若しくは司法上の手続を設けるものとする。 (xi) の機能に関してサービスプロバイダとは、MATERIAL を変更することなく送信、ルーティング若しくは接続の提供を行うものを指し、(i) (B) から (D) の場合、サービスプロバイダとは、オンラインサービス又はネットワークアクセスのプロバイダー若しくは運営者を指す。(17.11.29)	

<図表4-3> EUチリFTAとTRIPS協定

条 文	論 点	EUチリ自由貿易協定	TRIPS
第169条 適用範囲	知的財産 権の定義	本協定における知的財産権は、著作権（コンピュータープログラム及びデータベースに関するものを含む）、著作隣接権、特許権、意匠権、地理的表示、商標、半導体集積回路の回路配置権の他、営業秘密保護、及び不正競争に対する保護も含まれる。	規定なし
第170条 知的財産 権の保護	条約加盟 義務	2007年1月1日までに以下の条約に加盟すること。 (170. (b)) ・ ニース協定 ・ WCT ・ WPPT ・ PCT ・ ストラスブール協定	パリ条約、ベルヌ条約、集積回路についての知的所有権に関する条約に関する条約の規定を遵守することは規定されているが、条約への加盟は義務づけられてはいない。
第170条 知的財産 権の保護	条約加盟 義務	2009年1月1日までに以下の条約に加盟すること。 (170. (c)) ・ 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約 ・ ロカルノ協定 ・ ブタベスト条約 ・ 商標法条約 できるだけ早く、以下の条約を批准することを努力しなければならない。(170. (d)) ・ マドリッド・プロトコル ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定 ・ ウィーン協定	
第171条 レビュー		委員会（Association Council）は170条にその他の国際条約を含めることを決めることができる。	条約への加盟は義務づけられてはいない

<図表4-4> EUモロッコFTAとTRIPS協定

条 文	論 点	EUチリ自由貿易協定	TRIPS
ANNEX 7 知的、工 業、及び 商業財産	条約加盟 義務	条約加盟後4年以内に、モロッコは知的財産権の保護のために、以下の国際条約に加盟しなければならない。(ANNEX7.1) ・ ローマ条約 ・ ブタベスト条約 ・ PCT ・ UPOV 条約	パリ条約、ベルヌ条約、集積回路についての知的所有権に関する条約に関する条約の規定を遵守することは規定されているが、条約への加盟は義務づけられてはいない。
		委員会（Association Council）は170条にその他の国際条約を含めることを決めることができる。 (ANNEX7.2)	



模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement)(仮称)の大筋合意と意義

【大筋合意】

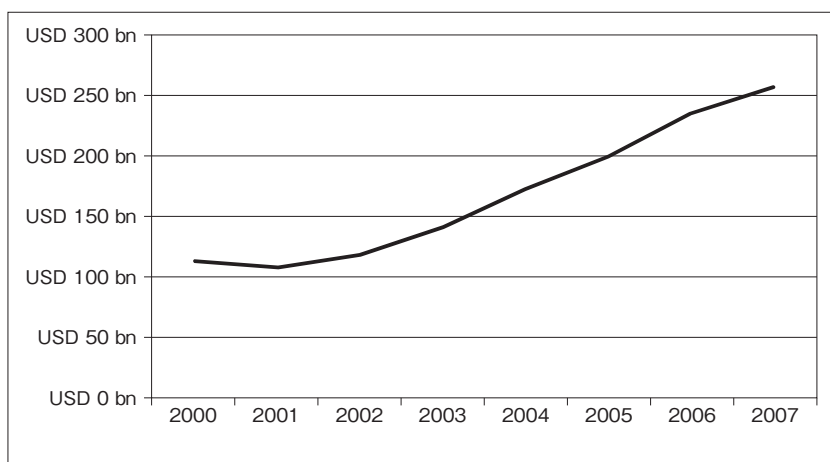
知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」(以下、「ACTA」)は、2005年7月のG8グリーンイーグルスサミットで小泉総理(当時)が提唱し、2007年10月に、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携をとり、集中的な協議を開始することを、日米欧等で同時に発表した。2008年6月からは、条文案をベースとした本格的な議論が開始され、日本、米国、欧州連合(EU)、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュー

ジーランド、モロッコが参加した。その後も、関係国と議論を進め、2010年10月に大筋合意に至った。

【ACTAの背景：模倣品・海賊版の世界的な拡散と新しい国際的なアプローチ】

模倣品・海賊版は正規品の貿易を脅かしている。近年も模倣品・海賊版の被害は増え続けており、OECDの調査によれば、国境を越えて移動する模倣品・海賊版(商標、著作権、特許、意匠)の額は2007年現在2,500億ドル、正規品の貿易額の約2%を占める。

<図表4-5> 模倣品・海賊版貿易の推移



出典：OECD HP：“Magnitude of counterfeiting and piracy of tangible products – November 2009 update”

模倣品・海賊版の世界的な拡散は、これまで主として、権利者である企業が本来得べき利益の喪失や、イノベーションと創造意欲の減退といった経済的な面で問題視されてきた。しかしながら、耐久性の低い自動車部品(ブレーキパッド)や、発火の危険のあるビデオカメラ用のリチウム電池の模倣品等の流通により、消費者の安全や健康の直接的な脅威ともなっている。更には、模倣品・海賊版の製造及び流通が、犯罪組織やテログループの末端組織によって行われることにより、犯罪組織の安易な資金源になっている可能性がある点も指摘されている。

また、模倣品・海賊版の流通過程は、多様化・複雑化している。例えば、物品や部品と模倣ラベルを別々の国で製造した後に、更に別の国で模倣ラベルを貼り付けて組み立てて輸出を行うといった国際分業化の進展や、急速に普及するインターネットを通じた模倣品取引の増加等、この問題は、一つの国や二国間の取組だけでは必ずしも十分なものとは言えず、より多くの国での取組が求められている。知的財産権保護に係る現行のマルチの国際規律としては、WTO/TRIPS協定があるが、同協定は150か国を超えるWTO加盟国すべてが満たす必要のある最

低限の基準を定めているにとどまり、多様化、複雑化する模倣品・海賊版の問題への対応としては必ずしも十分なものとはなっていない。そのため、より強力な知的財産権の執行に係るルールの策定が必要となるが、WTOやWIPOといった既存のマルチの枠組みでは、加盟国間の利害関係が非常に複雑化しており、新たなルールづくりは非常に困難となっている。例えば、第Ⅱ部第12章(4)⑤で紹介したエンフォースメント提案に対する途上国からの懸念が存在する。

こうした現行の国際的枠組みでの対応の限界も踏まえ、小泉総理(当時)が、2005年7月のG8グリーンイグルズサミットで、「知的財産権の執行に係る国際的な法的枠組み」の必要性を提唱し、世界的な模倣品・海賊版の拡散に対する全く新しい国際的なアプローチとして、我が国及び米国のイニシアティブでACTAの取組が始まったものである。

【ACTAの内容】

ACTAは、先進国のみならず、開発途上国も含めた、知的財産権保護に関心の高い国とともに、現行の国際的枠組みよりも高いレベルの知的財産権の執行に係る国際的規律の形成を目指したものである。また、ACTAでは、知的財産権侵害全体をその対象としつつも、特に商標・著作権の分野に焦点を当てている。これは、模倣品・海賊版の問題が喫緊であることを踏まえ、特に問題が顕在化し、かつ、各国の制度の相違が他の知的財産権に比べて小さい商標・著作権に焦点をあてたことによって、柔軟性を確保しつつ議論を早急に進めていくという点に主眼を置いていることによるものである。

ACTAの主な柱は、次の3点、①高い法的規律の形成、②知的財産権の執行の強化、③国際協力の推進、である。

①高い法的規律の形成

ACTAでは現在の模倣品・海賊版の拡散による課題に対応した、強力かつ高いレベルでの法的規律の形成を目指した。例えば、以下のような条項がある。

(1) 民事上の手続

損害賠償額について、TRIPS協定においては、「知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償」と規定されていたが(TRIPS協定45条)、権利者が損害額を立証することが困難な場合があるという問題を解決するために、ACTAでは、侵害者が侵害によって得た利益の額を権利者に支払うように命ずる権限を司法当局に付与しなければならないと規定し、当該利益の額を損害額と推定しても良いことが規定された(ACTA第9条パラグラフ2.)。

(2) 国境措置

職権による水際取締りについて、TRIPS協定では任意規定にとどまっていたが(TRIPS協定第58条)、ACTAでは、被疑侵害物品の解放を税関当局が職権により停止する手続を不正商標商品及び著作権侵害物品の輸出入について義務づけた(ACTA第16条パラグラフ1.(a))。EU税関における知財侵害物品差止実績報告2009においては、EU税関における差止実績のうち、職権によるものは約1割を占めると報告されており、当該義務規定により模倣品・海賊版の拡散を防止する効果が確実に高まると考えられる。

(3) 刑事上の手続

ACTA第23条パラグラフ2.においては、模倣ラベル単体の取引の刑事罰化が義務づけられた。TRIPS協定は当該規定に対応する規定はない。模倣品・海賊版の流通過程の多様化・複雑化の問題解決に資するものと考えられる。

(4) デジタル環境における知的財産権の執行

ACTAはデジタル環境における知的財産侵害に対応する条項も盛り込まれている。権利者によって許諾されておらず、法令でも許容されていない行為について、WIPO著作権条約においては、著作者が用いる効果的な技術的手段について(WIPO著作権条約第11条)、WIPO実演等条約においては、実演家又はレコード制作者が用いた技術的手段について(WIPO実演等条約第18条)それぞれ、回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めると規定しているのに対し、ACTAにおい

ては、「適当な法的保護及び効果的な法的救済」を具体化し、例えば技術的手段の回避行為等の規制を義務づけた（ACTA 第27条パラグラフ6.）。このような規定により、デジタルコンテンツの権利がより強く保護されることになる。

②知的財産権の執行能力の強化

ACTAには執行実務に関する規定が盛り込まれている。具体的には、ACTA加盟国は、専門家の育成（ACTA 第28条パラグラフ1.）や知財侵害に関する統計分析等（ACTA 第28条パラグラフ2.）、知的財産権関連法令及び手続に関する情報の公表（ACTA 第30条）、知的財産権保護に係る消費者意識の向上（ACTA 第31条）等に努めなければならないと規定されている。このような知的財産権に係る執行能力の強化のための規定を設けることにより、①で述べた高水準の規律の効果が確保されることが期待される。

③国際協力の推進について

知的財産権の執行を強化し、着実に実行していくという観点から、国際協力は重要である。例えば、ACTA加盟国は、執行機関間における情報やベストプラクティスの交換に努めなければならず（ACTA 第34条）、執行能力が先進国と比べて低い開発途上国の執行機関に対するキャパシティビルディングに努めなければならない（ACTA 第35条）。②で述べた加盟国自身の努力のみならず、他の加盟国からの協力により、ACTAの実効性がさらに高まることが期待される。

【ACTAの意義と展望】

ACTAの意義は、第一に、いうまでもなく加盟国自身の規律が強化される点にある。第二に、加盟国間の委員会設置やベストプラクティス共有等、加盟国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上も期待される。第三に、加盟国の範囲を超えて、知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことも期待される。その具体的な手段としては、まず、ACTAの内容がエンフォースメントに関する国際的規律の標準モデルとなり、様々な国際協定に取り込まれていくことが期待される。例えば、環太平洋戦略経済連携協定（TransPacific Strategic Economic Partnership）の知的財産章に関する米国の交渉方針は、ACTAと関連づけられていると言われており、これは、ACTAが、EPAの知的財産章のエンフォースメント規定の基盤となることの萌芽と考えられる。ACTA関係国としては、非加盟国に対して加盟を働きかけていくことと並行して、二国間や複数国間のEPAにACTAの規定を盛り込むことに努力すべきと考えられる。非加盟国への波及を図る手段としては、さらに、加盟国と非加盟国の間のエンフォースメント関係の執行協力を通じて、ACTAの下での加盟国の経験を非加盟国とも共有していくことが考えられる。今後、WTO/TRIPS、WIPO、EPAに加え、国際的な知的財産分野の枠組みを議論・策定するフォーラムとして、ACTAを活用していくことが期待される。